

# 中国特許調査に関する研究2012（その1）

——中国特許調査の最新情報——

知的財産情報検索委員会  
第2小委員会\*

**抄 録** 中国特許調査環境は整備が進められており、2012年4月からオンライン包袋データベースにより、電子包袋が閲覧可能となっている。しかしながら、増え続ける中国特許文献に対してより効率的に調査を進めることは難しく、中国特許の生死判断や機械翻訳精度の向上等が望まれている。本研究では前編と後編の2度に分けて中国における新たなデータベース、中国特許の生死判断等の法的状況、及び機械翻訳に関する検証を行い纏めた。

## 目 次

1. はじめに
2. China Patent Inquiry System (CPIS)
  2. 1 CPISの利用方法
  2. 2 収録情報
3. 訴訟データベース
  3. 1 総 論
  3. 2 無料系データベース
  3. 3 有料系データベース
  3. 4 検索事例
4. 法的状況
  4. 1 法的状況のデータフロー
  4. 2 法的状況データの検証(以上, 本号)
5. 機械翻訳
  5. 1 無料翻訳データの検証
  5. 2 有料翻訳ツールの検証
6. 調査事例及び調査ノウハウ
7. まとめ
8. おわりに
9. 資料編  
(以上, 次号)

## 1. はじめに

2011年10月に国家知的財産権局(SIPO)が発表した知的財産権事業発展第12次5カ年計画では、知的財産の創造・活用水準を大幅に向上させることを主な目標の一つとしており、さらに人口1万人当たりの発明特許保有量を3.3件に増やすことを言及している。

SIPOの統計によれば、2012年末の中国の人口1万人あたりの発明特許保有量は3.23件で、2010年末の1.7件から急速にその値を増やしてきており、さらに第12次5カ年計画では7つの重点任務が明確にされ、その中には知的財産権の創造と活用の強化、知的財産の活用による企業の海外展開の奨励、等が掲げられている。

このように中国では知的財産権の活用を積極的に推進しており、保有特許も今後より一層増加することは明らかであろう。

また、中国への特許出願件数は2011年に50万

\* 2012年度 The Second Subcommittee, Intellectual Property Information Search Committee

件を超え世界一位となっており、2012年も順調に出願件数を伸ばしている。

図1、図2にSIPO統計データから入手した中国の登録特許件数、特許出願件数の推移を示す。

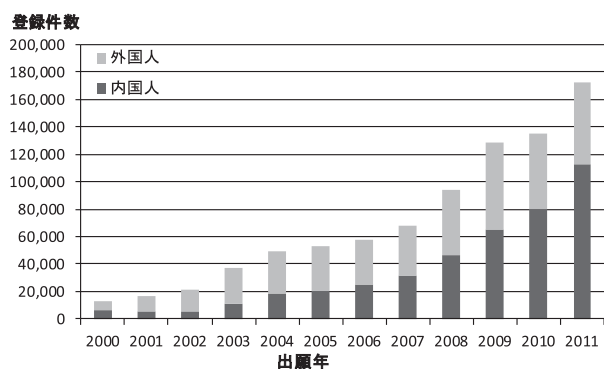


図1 中国の内外国人別登録特許件数推移 (SIPO統計データより)

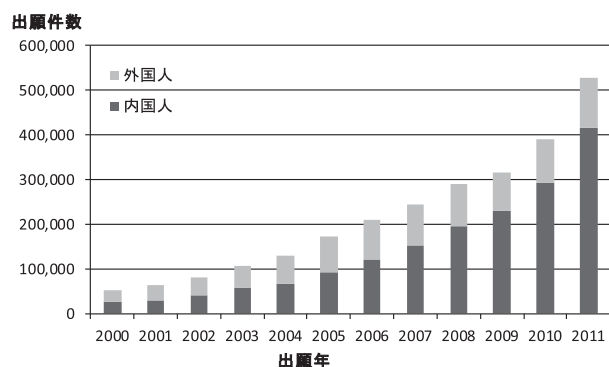


図2 中国の内外国人別特許出願件数推移 (SIPO統計データより)

現在、多くの日本企業で中国特許・実用新案の調査が行われているが、このように増え続ける中国の特許出願と保有特許をより効率的且つ精度良く調査する必要性が高まってきており、当委員会においても2010年度に中国特許調査に関する研究が行われ、中国特許調査における注意点やデータベース (DB) の選定等に関して知財管理誌にて纏められている<sup>1)</sup>。

本稿では、2010年度の中国特許調査に関する研究の継続テーマとして新たに、包袋DB、訴訟DBといったデータベースに関する検証、法

的状況に関する検証、機械翻訳に関する検証を行い、また中国における調査事例及び調査ノウハウを纏めた。

なお、本研究に携わった2012年度知的財産情報検索委員会第2小委員会第1WG委員は、森田陽介 (副委員長, トヨタテクニカルディベロップメント), 石井敏弘 (帝人ファーマ), 尾上紘子 (シスメックス), 鷺谷喜春 (富士ゼロックス), 本美勝子 (三菱化学), 宮内和彦 (日東電工), 弓場崇法 (TDK) である。

## 2. China Patent Inquiry System (CPIS)

CPIS (中国專利查詢系統) は、2012年4月27日より新たに開始された中国特許庁のオンライン情報サービスである。このサービス名称を日本語に直訳すると「中国特許検索サービス」となるが、後述するように、このサービスは包袋書面の一部がオンラインで閲覧できるサービスであり、「中国特許電子包袋閲覧サービス」と呼ぶ方がふさわしい。

このサービスにより、SIPOへの出願書面やSIPOからの通知書面の一部、出願人の応答書面の一部といった電子包袋情報が確認できるようになり、我々ユーザーにとって大変有用な情報源となっている。そこで本稿ではCPISの利用方法について紹介する。

なお、2012年11月29日より英語版インターフェースによるサービス提供も開始されており、将来的には日本語等他言語インターフェースによるサービス提供も予定されているようであるが、閲覧できる書面は原文 (中国語) 書面のみであるので、以下の記載では中国語インターフェース画面を用いた場合について説明する。

### 2. 1 CPISの利用方法

CPISを利用するためには、まずSIPOホームページにある「中国專利查詢系統」バナーをク

リックするか[http://cpquery.sipo.gov.cn/index\\_zh.jsp?language=zh\\_CN](http://cpquery.sipo.gov.cn/index_zh.jsp?language=zh_CN)にアクセスしログイン画面を開く（図3）。この画面の中央やや下側に、CPISに関するFAQやこのシステムの概要説明へのリンクが表示されている。全て中国語の文章になるが、必要に応じて参照するとよい。システム概要にも記載されているが、本システムに収録されている案件は、2010年2月10日以降に出願された特許、実用新案、意匠案件である。

ログイン画面には二つの入り口が表示されているが、我々一般の利用者は右側のログインボタン（「公众查询（点击进入）」）からログインする。



図3 CPISログイン画面

ログインすると、まず利用規約に同意するかどうかの確認画面が開くので、同意する旨チェック（「同意以上声明」にチェック）すると検索画面が開く。

検索画面（図4）は非常にシンプルな構成となっており、検索できる項目は、出願番号、発明の名称、出願人の3項目のみである（下段は検索範囲の開始と終了期日を指定するもの）。検索を実行するためには、これら3項目のいずれかを必ず入力する必要がある。



図4 検索画面

各項目の入力方法についても制限がある。まず出願番号について、番号書式は英文系商用データベースでよくみられる12桁ではなく、SIPOから発行される公報に記載されている13桁の番号を入力しなければならない。さらに、SIPO発行の公報記載の出願番号には、末尾の一桁の手前に区切りのコンマ「.」が入っているが、CPISで検索する場合はこのコンマを省略した数字のみ13桁を入力する必要がある。

次に出願人名については、完全一致で入力する必要がある。トランケーションを使った検索、前方一致検索、後方一致検索などはできない。また、英語版インターフェースにおいても中国語で出願人名を入力する必要がある。

発明の名称についても、中国語による完全一致検索となる。トランケーションを使った前方一致、後方一致の指定はできない。また、出願人名同様、英語版インターフェースにおいても中国語で入力する必要がある。

## 2. 2 収録情報

検索を実行すると、検索結果としてヒットした案件の発明の名称、出願人、出願日および筆頭IPCがリストとして表示される。表示されるリストにはこれらのほか、各案件の法的状況基本情報を確認できる「基本信息」のリンクと、包袋文書へのリンク「宙査信息」、および一般大衆が各案件にコメントを書き込める「添加评论」のリンクが表示される。

「基本信息」をクリックすると、該当案件の法的状況の履歴がリスト形式で表示されるので、案件ごとの法的状況を簡単に確認するために便利である。

CPISの最大の特徴はやはり「宙査情報」リンク先の包袋情報であろう。「宙査情報」リンクをクリックすると、包袋内文書一覧がフォルダ内に登録された形で表示される。フォルダ構成は、出願人から出願時に提出された書面が収録されている「申請文件」フォルダ、審査中の出願人からの応答書面が収録されている「中間文件」フォルダ、およびSIPOからの指令書、通知書が収録されている「通知書文件」フォルダからなっている。一番下に「証書」フォルダがあるが、ここには特許登録証が一定期間収録されているようであるが、通常は閲覧できない。

「申請文件」フォルダでは、文字通り出願時に提出された書面を確認することができる(図5)。



図5 文献表示画面

「中間文件」フォルダには、実体審査請求書、補正後の特許請求の範囲、拒絶理由通知に対する意見書などが収録されている。これらのうち、実体審査請求書および補正後の特許請求の範囲(権利要求書)は、閲覧可能である。従って、審査過程での請求項の補正内容はここで確認することができる。一方、拒絶理由通知に対する出願人からの応答書面である意見書は閲覧できない。※図6に収録書面例を示す。この中でグ

レーアウトしている書面は閲覧できない。

「通知書文件」フォルダには、SIPOから出願人に通知された出願受理通知、方式審査合格通知、拒絶理由通知、および特許権授与決定通知などが収録されている。拒絶理由通知を閲覧することにより、どの文献を根拠にどのような拒絶理由が出されたのかを確認することができる。

なお、書面一覧リストに表示されている日付は、各書面の提出日、発送日が表示される。一方、CPISの「基本信息」画面や、SIPOの法律状態データベースで確認できる法律状態日付は、各法的状況の公告日となっているため、CPIS包袋内の各書面発送日とは異なる点に注意が必要である。

### 3. 訴訟データベース

中国における知的財産に関連する訴訟受理件数は2006年から2010年の5年間で約3倍増加しており、専利権案件については2010年に年間5,000件を超えた。中国へ進出する企業が増加して訴訟大国化した中国における訴訟リスク調査の必要性が高まる一方、データベースや調査手法はあまり知られていない。訴訟に関連する調査は慎重でかつ正確に調査する必要があるため最終的には現地代理人や専門の調査会社に依頼することも多いが、その事前段階として、社内でのどの程度中国の訴訟調査が行えるのか検証を行った。

#### 3.1 総論

中国の訴訟情報を纏めたデータベースは存在するものの、ほとんどの情報が原文であり、特許検索システムの様なダウンロード機能が付いていないため、年別の訴訟件数推移などの訴訟歴の解析が困難である。

また、本検証にて訴訟情報として判例検索の可否について調べた結果、無料系で7つ、有料

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



図6 収録書面例

系で2つのデータベースが確認できた。検索対象について、ほとんどのデータベースでは判決文を収録していたが、RCLIPとWestlaw Chinaは判決要旨が収録されていた。検索項目について、全データベースにおいてキーワード検索が可能である一方、当事者検索が可能なのは、中国知識産権裁判文書と上海法院の2つのみであった。尚、中国知識産権裁判文書の検索機能は単語の切り出しを行うシステムとなっているため注意されたい(3.2無料系データベース参照)。検索言語について、有料系データベースは英文検索が可能であるが、無料系データベースではRCLIP以外は英語による検索ができない。出力について、無料系は判決文の表示はできるがダ

ウンロード機能が付いているデータベースはなかった。有料系を含めて特許検索システムのような一覧ダウンロード機能が付いているデータベースはなかった。

### 3. 2 無料系データベース

#### (1) 中国知識産権裁判文書

最高人民法院が運営するデータベースであり、中国の知的財産事件を含む判例検索が可能である<sup>2)</sup>。

検索対象は判決文のみでありダウンロードはできず、検索言語は中国語のみである。検索項目について、普通検索と高級検索の2通りの検索画面がありTOP画面では普通検索が表示さ

れている（図7）。また、TOP画面では知的財産権の分野及び判決を下した裁判所を選択することが可能であり、選択後の検索項目には当事者検索の項目が表示される。しかしながら、この当事者検索は機能していない様であり、例えば「佳能」（キヤノン）を入れて検索すると実際に当事者ではない4万件以上がHITしてしまう（※2012年11月時点）。

また、キーワード検索においても単語の切り出しを行うシステムとなっており、「青島广电影视」という企業名でキーワード検索しHITした案件を精査すると「青島广电影视」という文字列を含んでおらず「青島」という文字列を含んでいる案件が検索された。

しかしながら、同じキーワード検索でも単語の切り出しを行わない場合もある。「江苏省」でキーワード検索すると6,000件を超える案件がHITしたが、「江苏省天煌照明科技发展」という企業名でキーワード検索すると当事者に含まれる案件のみしかHITしなかった。

以上から、当事者検索が機能していない可能性があり、キーワード検索のシステムに不明な部分があるデータベースであるが、最高人民法院が運営するデータベースのため事前段階の訴訟調査を行う場合には当該データベースを利用することが有効と考えられる。



図7 中国知識産権裁判文書TOP画面

## (2) 中国法院網

人民法院報という新聞出版社が運営するデータベースであり、最高人民法院の判決を含む人民法院による知財判決を調査することが可能である（図8）<sup>3)</sup>。

検索対象は判決文のみでありダウンロードはできず、検索言語は中国語のみである。検索項目について、刑事事件や行政事件を含む21種の裁判類型から検索することが可能である。他のデータベースと大きく異なるのは、判決年の選択が必須である点である。検索項目は5つあるが判決年を1949年以降から必ず選択しなくてはならない。従って、一定期間を調査したい場合は1年毎に分けて検索する必要があるため、不向きであると言える。



図8 中国法院網 検索画面

## (3) 北大法宝

北京大学が運営するデータベースであり、法律情報や刑事・行政を含む判例を調査することが可能である（図9）<sup>4)</sup>。

報道案件も検索が可能な様であり法律に関する総合情報データベースと考えられるが、知的財産に関する絞込みができない。検索対象は判決文のみでありダウンロードはできず、検索言語は中国語のみである。また、検索は無料で行えるが案件の表示は一部しか行われず、全文表示するにはユーザ登録が必要な様である。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



図9 北大法宝 検索画面

#### (4) 上海法院データベース

上海法院が運営するデータベースであり、上海法院のホームページ内の「裁判文书」からアクセスすることができる(図10)<sup>5)</sup>。

刑事・行政を含む判例を調査することが可能で、検索対象は判決文のみでありダウンロードはできず、検索言語は中国語のみである。なお、高級検索画面において当事者検索が可能である。



図10 上海法院 TOP画面

#### (5) 北京法院データベース

北京法院が運営するデータベースであり、北京法院のホームページ内の「裁判文书」からアクセスすることができる(図11)<sup>6)</sup>。

刑事・行政を含む判例を調査することが可能で、検索対象は判決文のみでありダウンロードはできず、検索言語は中国語のみである。なお、検索項目に判決年を設定できるが月日までの細

かい設定はできない。



図11 北京法院 TOP画面

#### (6) 法律図書館

杭州法図网络科技有限公司が運営する総合的法律専門サイトである(図12)<sup>7)</sup>。

最高人民法院を含む人民法院が出した判決の検索が可能なデータベースで、検索対象は判決文のみでありダウンロードはできず、検索言語は中国語のみである。また、知財判決に絞った検索ができずキーワード検索の対象がタイトルに限られている。



図12 法律図書館 検索画面

#### (7) RCLIP (Research Center for the Legal System of Intellectual Property)

早稲田大学知的財産法制研究センターが運営するデータベースであり、重要判例を収録している(図13)<sup>8)</sup>。

検索対象は判決要旨のみでありダウンロード

はできず、検索言語は英語のみである。なお、中国以外に韓国やインドなどのアジア諸国やドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国を含めて12カ国の判例要旨が英文化されて収録されている。

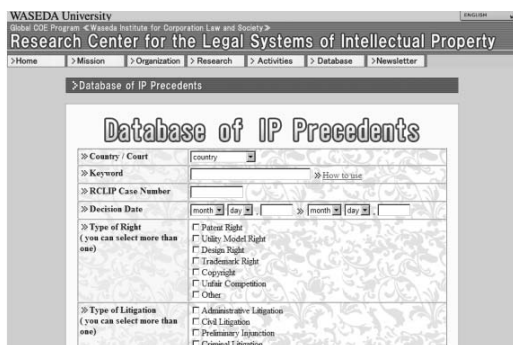


図13 RCLIP 検索画面

### 3.3 有料系データベース

#### (1) LexisNexis China

LexisNexisが運営するデータベースである(図14)<sup>9)</sup>。

検索対象は判決文のみで判決文のダウンロードが可能である。検索言語は中国語と英語であるが、多くの案件が原文しか収録されていないため漏れのない検索は中国語で行う必要がある。当該データベースは、中国法総合データベースであり、専門家の意見が「実用資料」として収録されており、法務実務には利用価値が高いと考える。また、様々な法令が検索可能であ



図14 LexisNexis China検索画面

る。検索項目数は今回調べたデータベースの中で最も多く、さらに当事者検索が可能である。初期設定のMyProductsにIPを指定しておけば知財情報を自動的にピックアップしてくれる機能を有している。

#### (2) Westlaw China

Westlawが運営するデータベースである<sup>10)</sup>。

検索対象は判決文のみで判決文のダウンロードが可能である。前記LexisNexis Chinaと同じく中国法総合データベースでありジャーナルや書籍の情報が検索可能である。検索対象は全部で7種類あり、検索の絞込みがツリー形式で行える点が特徴である。出力はプリントアウト、ワード/PDF文書化、データベース内(マイフォルダ)への保存の3種から選択できる。



図15 Westlaw China TOP画面

これらの無料系、有料系データベースの検索能力を下記表1に纏めた。

表1 各データベースの検索能力

	検索対象	検索項目				検索言語		出力	
		判決文 検索	要旨 検索	当事者 検索	KW 検索	英文 検索	中文 検索	判決文 DL	一覧 DL
無料系	中国知識産権 裁判文書	●	×	△	●	×	●	×	×
	中国法院網	●	×	×	●	×	●	×	×
	北大法宝	●	×	×	●	×	●	×	×
	上海法院	●	×	●	●	×	●	×	×
	北京法院	●	×	×	●	×	●	×	×
	法律図書館	●	×	×	●	×	●	×	×
	RCLIP (早大)	×	●	×	●	●	×	×	×
有料系	LexisNexis China	●	●	×	●	●	●	●	×
	Westlaw China	×	●	×	●	●	×	●	×



### 3. 4 検索事例

次に、訴訟データベースを使用した検索事例を紹介する。本検証では、中国現地企業である長安汽車（長安汽車）を調査対象とし、「中国知識産権裁判文書」にて検索を行った。

まず、判決を下した裁判所を最高裁判所に設定して当事者検索を行ったが「佳能」の検索と同様に4万件以上がHITした（※3. 2無料データベース（1）中国知識産権裁判文書参照）。そこで普通検索画面の「关键字（キーワード）」で検索したところ、当事者検索と同様に4万件以上がHITした。続いて、高級検索画面（図16）の「检索词（検索語）」で検索したところ50件がHITした。

図16 高級検索画面

このことから、普通検索画面の「关键字（キーワード）」は機能していない可能性がある。なお、普通検索画面のキーワード検索以外は機能している様である。

続いて、HITした50件の案件を精査して訴訟の原告、被告が「長安汽車」に関する案件を絞った結果6件となった。この6件について一覧表（表2）に纏める。

表2 長安汽車 訴訟案件リスト

No	長安汽車	相手	種類	管轄	裁判所	内容	判決日
1	被告	华盖创意（北京）图像技术	民事	重慶	中級	著作権	2011/10/21
2	被告	北京全景视拓图片	民事	渝中区（重慶）	人民	著作権	2011/9/7
3	被告	北京全景视拓图片	民事	渝中区（重慶）	人民	著作権	2011/9/7
4	被告	北京全景视拓图片	民事	渝中区（重慶）	人民	著作権	2011/9/7
5	被告	王正坤与	民事	渝中区（重慶）	人民	不明	2009/12/15
6	原告	湖南江南汽车制造	民事調停	湖南省	高級	商標権	2007/12/15

以下に考察を示す。

#### (1) 訴訟歴

判例のタイトルから判例6件の内訳は原告1件、被告5件と判断できる。この企業は、訴えられる方が多い企業であることがわかった。

#### (2) 訴訟内容

タイトルや判決文から「著作」「商標」の文字から訴訟内容を判断した。なお、内1件は知的財産に関するキーワードが検索できなかったため訴訟内容が不明であった。著作権に関する案件が最も多く5件であった。一方、専利権に関する案件は0件であった。原告1件の案件は商標権に関する案件であった。以上から専利権に関する訴訟リスクは少ないが、商標権については注意が必要であることがわかった。

#### (3) 訴訟時期

次に判決文に記載されている判決日について調べた。2011年に判決日のある案件が4件ある点から、近年訴訟問題を抱えている傾向にある。

以上のように、中国現地企業の訴訟歴から簡単な訴訟内容等について、調査することができた。尚、今回は中国の機械翻訳により内容把握を行った。

## 4. 法的状況

中国企業における特許権利維持率は外国企業と比較して低く、特に中国企業からの特許出願が増え続ける昨今では、法的状況による生死判断は、より効率的に調査を行うための有効な手段の一つとなろう。

中国における法的状況のデータとしては、SIPO（中国知識産権局）から提供されている中文の法的状況と、EPO（欧州特許庁）から提供されているINPADOC PRS法的状況コード（以下「PRSコード<sup>11)</sup>」という）がある。

中国における法的状況のデータフローは後述するが、より多くのユーザーが利用可能なものは、多くの商用データベースで利用可能であるPRSコードの方であろう。

本研究においては、このPRSコードの一部を利用して、中国特許の生死判断が可能か否かについて、その精度と共に検証を行った。

#### 4. 1 法的状況のデータフロー

法的状況データはSIPOが作成し、IPPH（知識産権出版社）やEPO（欧州特許庁）に提供される。IPPHにおいてはCNIPRと呼ばれるデータベースにて利用可能であり、EPOにおいてはEspacenetと呼ばれるデータベースにて利用可能となっている。

また、IPPHやEPOはデータ販売を行っており、各種商用データベースにて利用可能となっている。

図17に法的状況データフローの概念図を示す。

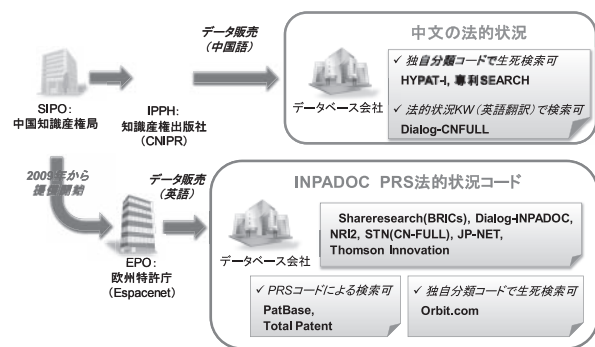


図17 法的状況データフロー 概念図

尚、ここで注意して頂きたいのは、SIPOからEPOに法的状況データの提供が開始されたのは2009年となっている点、EPOはSIPOから提供された中文の法的状況データをPRSコードに変換している点である。

このため、IPPHとEPOから提供されている法的状況データは全く同じではない。特にEPOから提供されているデータにはPRSコードへの

変換のための作業分がタイムラグとして発生しており、さらに2009年以前のデータの週及的な収録も不十分であると考えられる。

#### 4. 2 法的状況データの検証

##### (1) PRSコードの付与状況

本研究でPRSコードを利用した生死検索を検証するにあたり、中国特許、実用新案へのPRSコードの付与状況を調査した。

図18, 19にPRSコードの一部（ネガティブコード）の付与件数を示す。ネガティブコードとは特許権の放棄や拒絶等のネガティブな意味合いを示すPRSコードを指す。

尚、付与件数の調査は商用データベースであるPatbase（RWS社）にて行った。

また、夫々のPRSコードの意味を表3にて纏めた。表3中のコードの中でイタリック体（斜字）のものは2010年4月1以前まで付与が行われ、太字体のものは2010年4月1日以降から付与が開始されたコードである。

このように、PRSコードには改廃が行われている点に注意が必要である。

尚、PRSコードの内容及び、付与状況の確認はEPOのホームページより確認可能となっている<sup>12)</sup>。

さて、図18, 19から特許、実用新案共にC17, C19の付与件数が圧倒的に多いことがわかる。C17, C19は登録後に権利失効した案件（年金未納等）に付与されるものであり、これらのコードを利用して生死判断を行うことが最も有効であると判断し、本研究ではC17, C19を利用した生死判断について、その精度とともに検証を行った。

##### (2) 失効コードC17, C19

失効コードC17, C19を生死判断に利用するにあたり、これらコードの付与精度およびタイムラグを把握しておく必要がある。そこで、以下の調査を行った。

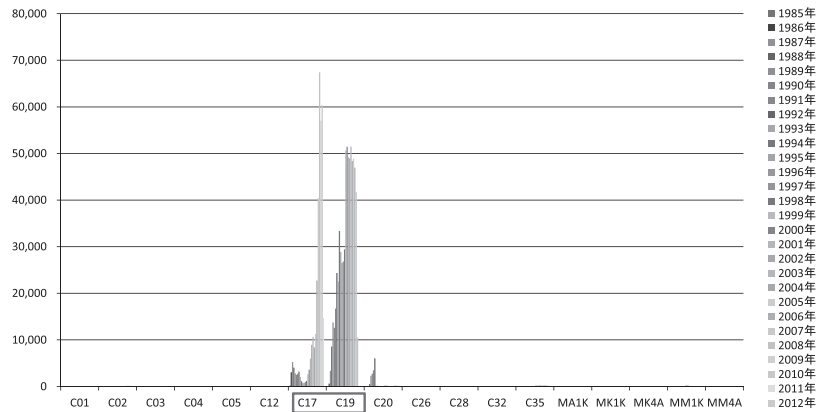


図18 特許のPRS付与状況

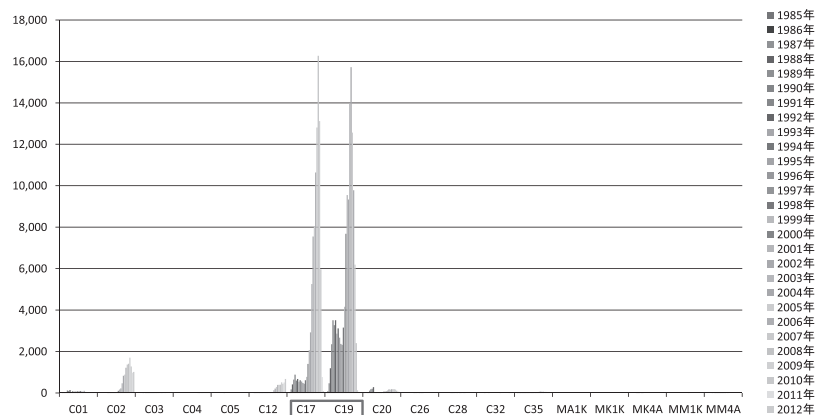


図19 実用新案のPRS付与状況

表3 PRSコード（ネガティブコード）一覧表

コード	付与状況	説明
C01		DEEMED WITHDRAWAL OF PATENT APPLICATION (PATENT LAW 1993)
C02	2010/4/1以降	DEEMED WITHDRAWAL OF PATENT APPLICATION AFTER PUBLICATION (PATENT LAW 2001)
C03		WITHDRAWAL OF PATENT APPLICATION (PATENT LAW 1993)
C04	2010/4/1以降	WITHDRAWAL OF PATENT APPLICATION AFTER PUBLICATION (PATENT LAW 2001)
C05		DEEMED WITHDRAWAL (PATENT LAW BEFORE 1993)
C12	2010/4/1以降	REJECTION OF AN APPLICATION FOR A PATENT
C17	2010/4/1以降	EXPIRY
C19	2010/4/1以前	LAPSE OF PATENT RIGHT DUE TO NON-PAYMENT OF THE ANNUAL FEE
C20	2010/4/1以降	PATENT RIGHT DEEMED TO BE ABANDONED
C26	2010/4/1以降	REVOCATION OF PART OF PATENT RIGHT
C28	2010/4/1以降	REVOCATION OF PATENT RIGHT
C32	2010/4/1以降	PART INVALIDATION OF PATENT RIGHT
C35	2010/4/1以前	INVALIDATION OF PATENT RIGHT
MA1K		DEEMED AS ABANDONED
MK1K		EXPIRATION OF UTILITY MODEL
MK4A		EXPIRATION OF PATENT
MM1K		CEASE CAUSED BY UNPAYMENT OF ANNUAL FEE
MM4A		CEASE OF PATENT RIGHT CAUSED BY UNPAYMENT OF ANNUAL FEE

誤付与の調査：

A社の社内管理データベースから抽出した登録維持中の中国特許96件を検証サンプルとして、誤って失効コードC17, C19が付与されていないかを確認した。尚、失効コードの確認は商用データベースであるThomson Innovation (Thomson Reuters) にて行った。

その結果、登録維持中の中国特許に対する失効コードC17, C19の誤った付与は確認されなかった。

付与漏れの調査：

次に、A社の社内管理データベースから、年金未納により登録後に失効した中国特許19件を抽出し、これらを検証サンプルとして失効コードC17, C19の付与漏れを確認した。

図20に検証サンプルにおける失効コード

C17, C19の付与状況を示す。比較のために、中文の法律状態データに基づいて「失効」又は「生」を確認した。尚、失効コードの確認はThomson Innovation (Thomson Reuters) にて行い、中文の法律状態データの確認は商用データベースであるHYPAT-i (株式会社 発明通信社) にて行った。

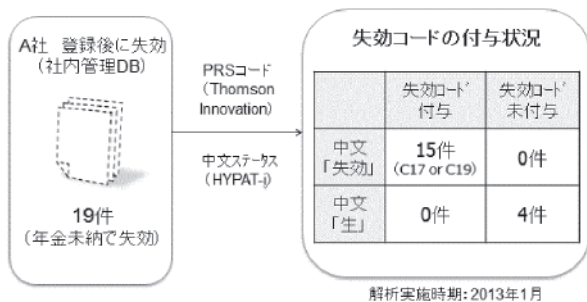


図20 C17, C19の付与状況 (登録後失効の特許)

図20から中文で「失効」のステータスになっている15件はいずれも失効コードのC17又はC19が付与されており、中文で「生」のステータスになっている4件は失効コードが未付与であることがわかる。失効コードの付与状況は中文の法的状況と一致しており、付与漏れは確認されなかった。

尚、検証を行った2013年1月時点で失効コードが未付与の4件は、いずれも年金納付期日が2012年であることから、付与漏れではなく失効データの付与タイムラグの影響であると考えられる。

タイムラグの調査:

続いて、A社およびB社の社内管理データベースから、年金未納により登録後に失効した中国特許22件 (A社15件, B社7件) を抽出し、これらを検証サンプルとして

- ・失効日から失効 (中文) の法律状況が公告されるまで、および
- ・失効が公告されてから失効コード (PRSCコード) がINPADOCに収録されるまで、

を調べた。

図21に失効 (中文) の法律状況が公告されるまでの期間を示す。尚、失効日は検証サンプルの年金納付期日とし、中文の失効データの公告日はCNIPR又はHYPAT-iにて確認した。

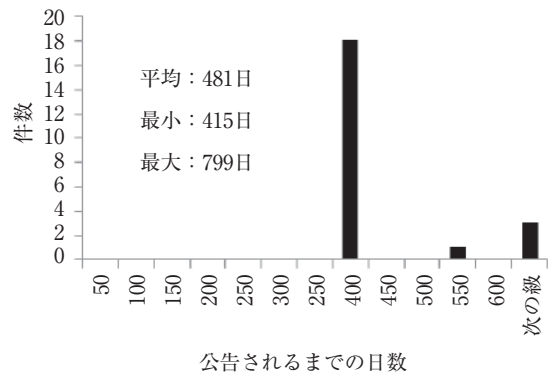


図21 失効 (中文) が公告されるまでのタイムラグ

図21から、検証サンプルについて失効 (中文) の法律状況が公告されるまでの期間は、多くが400~449日に集中しており、平均481日であった。

図22に失効の公告日から失効コードC17, C19がINPADOCに収録されるまでのタイムラグを示す。ここでは失効データが公告された年代別に検証サンプルを分類し、各年代で平均日数を算出し、グラフを作成した。尚、中文の失効データの公告日はCNIPR又はHYPAT-iにて確認し、失効コードのINPADOC収録日はSTN (一般社団法人化学情報協会) で確認した。

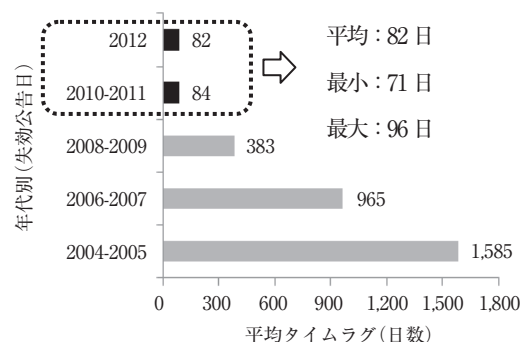


図22 失効コードが収録されるまでのタイムラグ

EPOでPRSコードの付与が開始されたのは2009年からである。そのため、失効コードの収録タイムラグを調査するのであれば、失効の公告日が2010年以降の検証サンプルに絞ってデータを確認する必要がある。図22から、2010～2012年の検証サンプルについて失効コードの収録タイムラグは、75～85日に集中しており、平均82日であった。

図23に示すように、C17、C19のタイムラグは失効が公告されるまでが平均約480日で、その後失効コードがINPADOCに収録されるまでが平均約80日であり、いずれもばらつきが少なく安定していることがわかった。



図23 失効データのタイムラグ

### (3) 権利回復コードC49、C52

失効コードを用いて生死判断を行う際には、権利回復の可能性を考慮する必要がある。そこで、権利回復コードの付与状況を調査した。

権利回復に対応するPRSコードはC49、C52である。図24に権利回復コードC49、C52の付

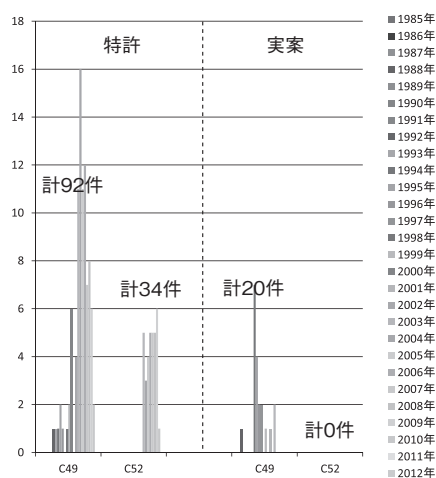


図24 権利回復コードの付与状況(特許, 実用新案)

与件数を示す。尚、付与件数の調査は商用データベースであるPatbase (RWS社)にて行った。

図24から特許、実用新案共にC49、C52の付与件数が146件と極めて少ないことがわかる。参考までに、SIPOの法律状態検索において、回復を示す中文キーワード「恢复」を用いて権利回復した特許・実用新案を検索した。検索結果は314件であり、中国特許・実用新案の総件数から考えるとやはり非常に少ない件数であることがわかる。以上のことから、失効コードを用いた生死判断において権利回復の影響は無視できるほど僅かであることがわかった。

尚、権利回復コードC49、C52はいずれも2010年4月1日以前まで付与が行われ、以降は廃盤になったPRSコードである。そのため、権利回復コードの付与件数とSIPOで検索した権利回復の件数に差異が生じたと考えられる。

### (4) まとめ

今回の検証結果より、失効コードC17、C19は、ネガティブコードの中でも圧倒的に付与件数が多く、これらコードの誤った付与や付与漏れは確認されなかった。C17、C19のタイムラグは比較的ばらつきが少なく安定しており、実際の失効日からC17、C19が収録されるまで560日程度(約1.5年)であった。尚、権利回復する案件は無視できるほど僅かであった。

以上のことから、失効コードC17、C19をNOT演算することで中国特許の中から「死」特許を排除することは可能である。しかしながら、商用データベース等にC17、C19が収録されるまでには約1.5年のタイムラグが発生するため、最終的にはタイムラグの無いSIPOの法律状態検索や一部収録の電子包袋データベースにおいて最新情報を確認することが必要である。

### 注 記

- 1) 中国特許調査に関する研究 知的財産情報検索

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 委員会2010年度第2小委員会，知財管理，62巻  
(2012年) / 1号/67頁
- 2) 中国知識産権裁判文書  
<http://ipr.court.gov.cn/>
  - 3) 中国法院網  
<http://www.chinacourt.org/paper.shtml>
  - 4) 北大法宝  
<http://www.pkulaw.cn/>
  - 5) 上海法院データベース  
<http://www.hshfy.sh.cn>
  - 6) 北京法院データベース  
<http://bjgy.chinacourt.org/>
  - 7) 法律図書館  
<http://www.law-lib.com/cpws/>
  - 8) RCLIP  
[http://rclip.jp/db/search\\_form.php](http://rclip.jp/db/search_form.php)
  - 9) LexisNexis China  
<http://www.lexisnexis.jp/ja-jp/Products/lexis-china.page>
  - 10) Westlaw China  
<http://www.westlawjapan.com/products/westlaw-china/>
  - 11) PRSコード 欧州特許庁が提供している各国の詳細な法的状況を示すコード
  - 12) PRSコードの内容及び付与状況確認  
PRSコードの内容“Legal status codes in English”  
<http://www.epo.org/searching/data/data/tables/weekly.html>  
PRSコードの付与状況“Classification of recently used legal status codes”  
<http://www.epo.org/searching/data/data/tables/regular.html>
- Web参照日は全て2013年8月26日

(原稿受領日 2013年7月17日)

